

2017年度 団体・競技者登録手続（4月以降）について

京 都 水 泳 協 会

2017年度の団体・競技者登録について、以下の内容をご確認下さい。

< 留 意 事 項 >

1. 登録手順をよく確認して、手順通りに行ってください

2012年度に行われた Web-SWMSYS のシステム更新に伴い、翌年度登録処理を行った競技者は本年度に必ず登録することとなっております。

登録手順について、必ず確認の上処理を行ってください。手順通りではない方法により登録料が発生した場合、その費用は負担して頂きます。

2. 登録処理（新規・継続登録者）について

登録処理（新規・継続登録分）について、以下の点に注意して登録処理を行ってください。

（1）3月末までに翌年度登録処理（継続登録）を行った場合

→ 4月5日より、改めて正式な登録手続を行ってください。

※翌年度登録処理を行ったが、最終的には登録をしないという場合であっても、登録料は発生します。

（2）3月末までに翌年度エントリー用登録処理（新規登録）を行った場合

→ **3月中は「エントリー用登録」**にて登録しましたが、**4月4日以降に本登録に切り替え**ます。

例：京都中学校の3年生の生徒を、京都高校の新高校1年生としてエントリー登録した場合

（3）3月まで別団体に登録していた選手の登録処理（新規登録）

→ **4月4日以降に本登録**で新規登録を行ってください。

例：3月まで京都中学校の3年生の生徒が、4月から所属する京都高校の新高校1年生として登録する場合

※登録にあたっては、既にある7桁のID番号と誕生日を使って登録をして下さい。

7桁ID番号は生涯にわたって1番号に統一されている必要があります。番号が異なる場合、過去の公認記録は全てが認められないなど、問題が多く生じます。

登録にあたって、留意して下さい。

3月中に本登録またはエントリー用登録を行い、翌年度一括更新処理にて4月以降の競技会にエントリーした選手は、4月以降は必ず有償の登録処理を行ってください。

処理手続については、別紙記載の通りになります。

4月以降の公認大会エントリーにあたっては、3月までにエントリーしていても4月以降に有償登録をする必要があります。

出場後、本登録を行わなかった場合、大会自体の公認要件に抵触し、出場した他団体・選手に多大な迷惑となります。この場合、当該団体の1年間の全大会出場を禁止とします。予めご承知おき下さい。

以 上

2017年度 団体・競技者登録について（処理手順内容一覧）

<2017年度内（2017年4月以降）処理版>

京都水泳協会

以下の内容について順番に処理をしてください。

処理終了後は、確認一覧表を印刷の上、担当者の自筆署名・捺印をお願いいたします。

※入力する数字は、全て半角数字で入力して下さい。全角では正常に処理されません。

< 本処理対象者 >

○4月以降に新たに登録する団体・競技者

○エントリー締切日が3月31日までになっていた、4月1日以降の2017年度の競技会にエントリーした団体・競技者

0. 個人登録（登録しない競技者の削除）

○ **継続登録者の確認と削除を行います。**<競技者登録照会・変更・削除(一覧表示)>

→継続しない場合（2017年度に登録しない競技者）は、削除処理をして下さい。

※ この処理をしないと、継続登録しないのに有償登録処理を行わないと処理が完了せず、登録料が発生してしまう可能性があります。**継続登録しない場合は、まず先に自団体から必ず削除をしておいて下さい。**

1. 団体登録（全団体共通）

○ **団体情報、連絡責任者などの確認をします。**<団体登録変更>

団体登録内容に変更がある場合は、変更して下さい。（変更する項目がある団体のみ）

↓

○ **団体の年度更新登録を行います。**<団体登録変更> **※以後、全団体が行います。**

「2017」年度と半角にて入力し、チェックを入れたのち、「更新」登録をします。

※ この処理を行わないと、以後の登録作業ができなくなります。

※ この処理を行わないと、正規の登録として扱われないだけでなく、月刊水泳や各種送付物が届かなくなります。担当者の送付先が変わる場合、適宜変更しておいて下さい。

※ 月間水泳が返信されている団体があります。送付先住所も届く住所で登録して下さい。

2. 個人登録（継続登録、新規登録）

2017年度登録者の登録、年度更新処理を行います。なお、**エントリー用登録で3月に公認大会へエントリーした登録者は、全て正規登録に切り替えて下さい。**

○ **新規登録者を登録します。**<競技者登録(新規・転入)>

2017年度に新規に登録する選手を登録して下さい。

なお、初回基本登録時に登録できない場合（新入部員など）は、5月21日以降の追加登録処理として適宜登録・書類提出をして下さい。

↓

↓

- **エントリー用登録で公認大会に出場した新規登録者を、本登録へ切り替え登録します。**

<競技者エントリー用一覧(更新・削除)>

- ①競技者エントリー用一覧(更新・削除)を選択する。
- ②上部の「正規登録対象の競技: 競口」 にチェックを入れる。
- ③正式登録に切り替える登録者の一番右側口 にチェックを入れる(切り替える登録者全員)。
- ④「一括正規登録変更」ボタンを押す。

↓

- **継続登録者(個人)の年度更新処理を行います。<年度更新処理>**

継続登録する年度の項目は「○ 現在(2017)年度」を選択し、登録します。

この処理をしないと、Web上には登録されていても、大会にエントリーはできず、大会結果も公認されないこととなります。本処理は非常に重要ですので、忘れずに処理をして下さい。

※ 3月末までに翌年度登録処理を行っている場合、この処理は行う必要はありません。

↓

- **年度学年更新処理を行います。<学年一括更新(翌年度更新も含む)>**

翌年度登録処理を行っていても、4月以降は再度この処理を行う必要があります。

※ 本処理は、正規登録が完了している登録者しか更新されません。

↓

- **最後に別区分登録先を入力して登録します。<競技者登録照会・変更・削除(一覧表示)より個別に>**

自団体番号・略称名を自宅住所1または2のいずれかに**全員**に入力します。

各種公認大会で記録の確認などのために必要となりますので、忘れずに入力して下さい。

<第1区分登録(中・高校、実業団)の場合> → 自宅住所1欄に下記例のように入力

<第2区分登録先(SCなど)の場合> → 自宅住所2欄に下記例のように入力

※ともに、**自団体登録者全員に入力**して下さい。

※別団体情報が入力されていても、削除しないで下さい。

登録は、第1区分団体名については各個人の「競技者付属情報」欄の「自宅住所1」に、第2区分団体名については各個人の「競技者付属情報」欄の「自宅住所2」に、在籍する別区分の団体番号と登録団体名を略称で結構ですので入力し、最後に「登録」を押します。

別区分の登録状況を把握するために、本処理も必ず行って下さい。

例) 第1区分(京都高校、団体番号26000)・第2区分(京都SC)にそれぞれ登録する場合

自宅住所1 → 「26000 京都高校」 、 自宅住所2 → 「26500 京都SC」

※ 区分ごとに所属する団体名を**個別**に入力して下さい。

※ 中学府下大会に出場予定の中学生が所属する第2区分団体(SCなど)は、有償・無償を問わず在籍する中学校名を自宅住所1の欄にも入力して下さい。

※ 京都府以外の加盟団体に登録している場合は、その加盟団体名も一緒に入力して下さい。

例) 大阪・27300□□スイミング 、 関西学連・50000△△大学

3. 集計を行い、印刷を行います

- **登録者の確認を行います。**＜競技者登録照会・変更・削除(一覧表示)＞

継続登録者に漏れがないか、競技種目などを確認します。

↓

- **登録申請処理を行います。**＜登録状況確認(登録団体申請書) → 「申請」＞

① 「競技者登録情報選択明細表」画面にて、登録者の確認を行って下さい。

② 問題がなければ、「未申請」を選択した上で「申請用紙表示」をクリックします。

③ 下部にある「申請実行」をクリックします。

これにより、その時間に申請した登録者が固定（タイムスタンプ処理）されます。

※ 追加登録については、毎回「未申請」を選択して下さい。

※ 何かの処理が漏れている場合、抜けている手続きが何かのポップアップが表示されます。それを確認して、処理を行って下さい。

↓

- **提出書類の印刷をします。**＜登録状況確認(登録団体申請書) → 競技者登録情報一覧表＞

↓

- **提出書類を確認し、署名・押印のうえ提出します。**

提出書類（Web 画面を印刷した上記書類）に問題がなければ、用紙の一番下に申込担当者の自筆署名と捺印をして提出して下さい。

署名・捺印がない書類は、正規の提出書類として扱いません。

ただし、別途提出の「京都水泳協会登録様式1」の作成は必要です。

※書類は A4 縦長で収まりきらない場合は、A4 横長になっても構いません。（用紙は A4 に統一です）

↓ 最後に・・・もう一度確認をして下さい。

- **登録者数の確認を行います** ＜登録状況確認(登録団体申請書)に表示される人数一覧表＞

登録者数を確認して下さい。この人数が、登録料を納入する人数です。

※ この人数分が振り込まれていない団体には、別途確認の連絡がいくことがあります。

追加登録について（5月20日以降）

- 追加登録は、5月20日（6月度追加登録分）より開始してください。

通常は毎月16日を基準として追加登録を受け付けますが、基本登録締切の翌日の5月20日より6月15日までは6月追加登録として扱います。

登録月	登録開始日	登録締切日	書類提出締切日	登録有効日
6月度	5月20日	6月15日	6月20日	7月1日※
7月度	6月16日	7月15日	7月20日	8月1日
8月度	7月16日	8月15日	8月20日	9月1日
9月度	8月16日	9月15日	9月20日	10月1日
10月度	9月16日	10月15日	10月20日	11月1日
11月度	10月16日	11月15日	11月20日	12月1日
12月度	11月16日	12月15日	12月20日	1月1日
1月度	12月16日	1月15日	1月20日	2月1日
2月度	1月16日	2月15日	2月20日	3月1日

「登録有効日」は、京都水泳協会として正式に登録受理した登録者のことを指します。

追加登録にて大会に出場される場合、登録有効日に間に合うように登録を行って下さい。

- ※ 6月度追加登録分のみ、大会期日が登録有効日以前であっても登録有効と扱います。
この場合、登録が不十分・登録費未納などで有効ではない場合、遡って登録状態を抹消します。

- 追加登録の受付とWebエントリーについて

追加登録期間中、Web-SWMSYSでは登録できているが、追加登録書類が未提出の場合、該当登録者は暫定登録扱いとなります。6月登録分のみ先行してWeb-SWMSYSに登録、Webエントリーを行っても構いませんが、指定された期間までに登録費の振り込みと追加登録書類を遅滞なく必ず行って下さい。

登録料の振り込みと追加登録書類の提出・協会の確認をもって本登録となります。

追加登録書類の提出がない場合、該当大会への出場資格がありませんので、大会エントリーおよび結果はさかのぼって抹消します。

追加登録にあたっては、書類申請も忘れずに行ってください。

以 上